

2015.11.16

静岡県消費者行政推進計画案に対して

消費者問題ネットワークしずおか
代表 色川 卓男

消費者行政推進の活動に敬意を表し、「第2次静岡県消費者行政推進基本計画」案に沿って、意見を述べさせていただきます。

p.7 県内市町における消費生活相談体制の表について

表の内容で疑問があります。

長泉町では総合相談の担当者はいますが、消費生活が専門の相談員をおいていないはずです。しかし、策定前も後もセンター設置となっています。この状況は消費生活センターの要件を定めた消費者安全法第十条第二項にある「専門的な知識及び経験を有する者を同号及び同項第二号に掲げる事務に従事させるものであること」を満たしていないと考えられますが、いかがでしょうか。

ついでに、市町によっては、有資格者の相談員志望が少ない等の理由で、資格を有する相談員をおけない場合もあるように思います。しかし一方、県民からみますと、県内どこの市町の相談員でも、一定のレベル以上の能力が期待されております。これまでも県内の相談員に対する研修機会を設けていると思いますが、今後、基本的な知識から身につけていただく必要がある相談員には、それに見合った研修を、高度なレベルを身につけられる相談員にはそれに見合った研修を、そして遠隔地にはeラーニングなどを駆使して参加しやすくするなど、というように、より一層、きめの細かい相談員の研修を充実させ、一定レベル以上の相談員の育成を維持できるよう、期待します。

p.11 (2) 高齢者の消費者被害

これは平成25年度の「消費者白書」で国がやっている方法を踏襲したものであると思われるのですが、「白書」では相談件数及び年齢層を65歳以上に統一してデータを示しています。県の相談件数も60歳以上ではなく、65歳以上にして、正確に分析すべきだと考えます。

【参考意見】

ここからはすぐに対応できないと思いますので、今後の参考意見として述べます。

高齢化率と相談件数の増加率とを並べて示すよりは、以下の式から人口でコントロールした高齢者の相談件数を出し、その変化を把握した方がわかりやすいのではないかと。

計算例

人口千人あたり高齢者の相談件数 = (高齢者の相談件数 ÷ 高齢者人口) × 1000

ここで示された表では、年齢層が異なるので、本当は分析できないが、60歳以上合計を仮に65歳以上の合計とすると、

平成 23 年度	人口	うち高齢者	899,224	うち若年者	527,279 (15～29 歳と仮にする)
平成 24 年度	人口	うち高齢者	928,204	うち若年者	517,559

人口千人あたり相談件数	平成 23 年度	高齢者	8.4	若年者	4.4
	平成 24 年度	高齢者	8.4	若年者	4.3

p.21 指標について

「県が実施する消費者教育講座の受講者数」という指標は、おそらく県独自の事業と市町の事業をあわせた受講者数だと思いますので、表現をわかりやすくするためにも「県及び市町で実施される消費者教育講座の受講者数」にすべきではないでしょうか。

p.23 消費者教育の推進

「静岡県消費者教育推進計画」が先に策定されてので、ほぼ内容的に被っていると思いますが、策定年次の違いによって、多少、目標や内容等、異なる点もあるのではないかと推察します。そこで「静岡県消費者教育推進計画」と「第2次静岡県消費者行政推進計画」の該当部分で、同一の点、異なる点を把握しやすいように示していただきたいと思います。

p.43 「賀茂地域における消費生活センター」の共同設置について他

我々も長年、要望してきたことであり、ようやく実現することは喜ばしいと考えておりますし、県の取り組みに敬意を表します。今後は「センター・オブ・センター」化を進めるということですが、同時に県内3センター体制そのものの見直しも検討していただきたいと考えます。県センター近隣の市町の体制及び取り組みが相対的に脆弱なままになっていると思われるからです。

p.46 進捗状況の管理

進捗状況の管理は、本来は、第三者が行うべきものであると考えます。しかし、現実的には県担当部局自らやらなければならないと思いますので、せめて「静岡県消費生活審議会において、毎年、計画の進捗状況を報告し、それに対して委員に意見を伺う」という文言を挿入していただきたいと考えます。

以上

連絡先：消費者問題ネットワークしずおか事務局 成田（静岡県生協連内） 静岡市葵区呉服町1丁目3-14 電話054-253-5987
--